

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請ができます。

住民税非課税世帯等（低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）に該当される方は、申請により、入院時又は、高額な外来診療を受けるときの一部負担金と、入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証という）」の交付を受けることができます。

### ○手続き方法

適用（認定）期間は、申請した月の初日から毎年の7月末日までとなります。該当すると思われる方は、うるま市役所国民健康保険課後期高齢者医療担当窓口（本庁のみ）で申請してください。

### ○すでに認定証をお持ちの方へ

現在お持ちの認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、引き続き使用を希望される方は更新手続きが必要です。平成24年8月31日までに再度申請してください。但し、現在認定証をお持ちの方であっても、平成24年度の住民税非課税世帯に該当しない場合は、認定証の交付は受けられません。

### ○入院時における自己負担限度額（月額）

所得区分	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院時及び 世帯単位の限度額	入院時の食事代 (1食あたり)	
一般	12,000円	44,400円	260円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	認定期間内の90日までの入院	210円
			過去12か月の認定期間内で 91日目以降の入院(要申請)	160円
低所得Ⅰ		15,000円	100円	

### ○所得区分

低所得Ⅱ ➡ 世帯全員が住民税非課税の方（低所得Ⅰに該当する方を除く）

低所得Ⅰ ➡ 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる方

### ○申請に必要な物

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証（現在お持ちの方のみ）
- ・印かん

※ 認定証の交付を受けられる対象かどうかはお電話でも確認できますので、高額な外来診療を受けられる方や入院される予定のある方、現在お持ちの認定証更新を希望される方は、来庁前にまず次の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 国民健康保険課老人医療係 ☎098-973-3177